

令和6年4月2日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について

この度、日本医師会より標題の件に関して、次の通り連絡及び周知依頼がありました。

すなわち、インフォームド・コンセントについては、その理念に基づく医療を推進するため、各医療機関において則るべきものとして「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日付け医政発0912001号厚生労働省医政局長通知)(以下「指針」という。)等が定められており、特に美容医療サービス等の自由診療については、これまで数度にわたり、その周知をお願いしてきたところです。

今般、美容医療サービス等の自由診療では、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因すると考えられるトラブルが生じていることを踏まえ、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して特に留意すべき事項として、厚生労働省医政局長より、下記のとおり定めた旨の通知が発出され、日本医師会に対しても周知方依頼がありました。

さらに、当然のことながら美容医療サービス等の自由診療においても、医師又は歯科医師の資格を持たない者が病状等の診断、治療方法の決定等の医行為を行うことはできない旨の確認も併せてなされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会所属の関係医療機関への周知方につき、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

#### 記

1. 診療情報の提供に当たっては、品位を損ねる又はそのおそれがある情報及び方法を用いて説明してはならないこと。公の秩序若しくは善良の風俗に反する情報又は虚偽若しくは誇大な情報についても同様とすること。
2. 実施しようとする施術に要する費用等(当該費用によって受けることができる施術の回数や範囲、保険診療での実施の可否等も含む。)や当該施術に係る解約条件について、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対

- して、丁寧に説明しなければならないこと。
3. 施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、施術の効果の程度には個人差がある旨についても、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、直接丁寧に説明しなければならないこと。
  4. わが国で承認等されていない医薬品・医療機器・再生医療等製品を用いた治療（承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品等を用いた治療も含む。）に係る説明に当たっては、①未承認医薬品等であること、②入手経路等、③国内の承認医薬品等の有無、④諸外国における安全性等に係る情報及び⑤未承認医薬品等は医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度の救済の対象にはならないことについて、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと。
  5. 即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎まれるべきであること。やむを得ず即日施術を受けることを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を受けるかどうか熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならないこと。
  6. 1 から 5 までに掲げる取扱いのほか、指針に則らなければならないこと。

以上

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室  
TEL06-6763-7021 Fax06-6764-0267